

目 次

議会日誌	1
議長会の動き	3
東京都市議会議長会	
全国市議会議長会	
西多摩地区議長会	
各種協議会等の動き	5
関東地区競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
東京都道路整備事業推進大会	
青梅市議会新着図書目録	9
要綱・要領等の制定、改廃の状況	10
制定された要綱・要領	12
青梅市総合長期計画審議会の会議の公開等に関する取扱要領	以下14件

議 会 日 誌

< 8 月 >

- 2 日 (月) ~ 3 日 (火) 一般・特別会計決算、下水道事業会計決算、モーターボート競走事業会計決算および基金運用状況等審査 [第 3 委員会室一野島監査委員]
- 11 日 (水)、12 日 (木)、16 日 (月)、18 日 (水) 総合病院新型コロナウイルス感染症患者専用病棟視察
- 18 日 (水) 午後 1:00 議会運営委員会
- 24 日 (火) 午前 9:00 決算審査講評 [庁議室一野島監査委員]
- 30 日 (月) 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室一野島監査委員]
- 31 日 (火) 午後 3:00 議会運営委員会

< 9 月 >

- 3 日 (金) 午前10:00 定例記者会見 [市役所会議室一鴨居議長、結城副議長、局長]
- 7 日 (火) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 令和 3 年市議会定例会 9 月定例議会 本会議 [議案審議、一般質問]
- 8 日 (水) 午前10:00 本会議 [一般質問]
- 9 日 (木) 午前10:00 本会議 [一般質問]
午前12:07 予算決算委員会理事会
午後 2:36 新型コロナウイルス対策特別委員会
- 10 日 (金) 午前 9:30 環境建設委員会
午前10:00 福祉文教委員会
午前10:00 総務企画委員会
- 16 日 (木) 午前10:00 予算決算委員会
午前10:55 全員協議会 [< 市長提出事項 > … 1. 青梅市市制施行70周年記念式典について、2. 「第 7 次青梅市総合長期計画」の策定状況について、3. 令和 3 年度「市民と市長との懇談会」について、4. 市役所の避難場所としての新たな活用方法について、5. 青梅市高齢者憲章の制定について < 議長提出事項 > … 1. 東京たま広域資源循環組合議会議員からの報告について]

	午後 1:40	新型コロナウイルス対策特別委員会
17日 (金)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]
	午前10:28	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
22日 (水)	午前10:00	予算決算委員会
24日 (金)	午前10:00	予算決算委員会
27日 (月)	午前 9:30	総合病院建替特別委員会
	午後 1:30	例月出納検査 [第3委員会室一野島監査委員]
28日 (火)	午前10:00	予算決算委員会

<10月>

1日 (金)	午前 9:15	議会運営委員会
	午前10:00	本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]
	午後 2:59	総務企画委員会
7日 (木)	午後 2:30	小学生ごみ減量化・資源リサイクル推進作品コンクール審査会 [市役所会議室一大勢待環境建設委員長]
12日 (火)	午前10:00	青梅、羽村地区工業用水道企業団工業用水道事業会計決算審査 [羽村市水道事務所一片谷議員]
15日 (金)	午後 1:00	全国市議会議長会 地域公共交通の維持・確保問題に関する特別委員会 [全国都市会館一鴨居議長、局長]
18日 (月)	午前10:00	環境建設委員会行政視察 [青梅市リサイクルセンター]
19日 (火)	午後 3:00	西多摩地区議会議長会事務局長会議・定例会議 [議会棟大会議室一鴨居議長、局長、次長、庶務係長]
22日 (金)	午後 3:00	東京都市議会議長会局長連絡会議 [国分寺市役所一局長]
23日 (土)	午前10:00	青梅市市制施行70周年記念式典
25日 (月)	午前 9:00	総務企画委員会視察 [明星大学青梅キャンパス]
26日 (火)	午後 1:30	定期監査講評・例月出納検査 [市役所会議室一野島監査委員]
28日 (木)	午後 1:15	東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議・定例会・全員協議会 [東京自治会館一久保議員]
31日 (日)	午前10:30	羽村市市制施行30周年式典 [羽村市生涯学習センターゆとろぎ一鴨居議長]

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

8月4日（水） 定例総会（書面会議）

* 報告事項（了承）

会務報告 以下10件

* 協議事項（原案どおり決定）

1 都県提出議案について

* その他

1 令和3年度東京都市議会議長会事業日程について

2 令和3年度東京都市議会議長会関係役員について

3 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿

10月22日（金） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

1 会務報告

2 全国市議会議長会第159回地方行政委員会の会議結果について

3 令和3年度日中友好交流事業について

4 全国市議会議長会 副会頭・監事・部会長の補欠選任結果について

5 令和4年度東京都市議会議長会事業計画（案）について

6 令和4年度東京都市議会議長会の負担金（案）について

7 令和4年度東京都市議会議長会歳入歳出予算（案）について

8 令和4年度東京都市議会議長会関係役員（案）について

* 連絡事項

1 11月定例総会閉会後の意見交換会の中止について

2 令和3年度東京都市議会議長会事業日程

* その他

全国市議会議長会

10月15日（金） 地域公共交通の維持・確保問題に関する特別委員会

- * 講演 「アフターコロナに向けた地域交通のあり方について」
講師 国土交通省総合政策局地域交通課長 倉石 誠司 氏
- * 本特別委員会の設置要綱について（了承）
- * 事務報告（了承）
- * 協議（了承）
 - 1 地域公共交通の維持・確保問題における論点（案）について
 - 2 地方公共交通の維持・確保に関する調査（案）について
 - 3 今後の運営について
 - 4 その他

西多摩地区議長会

10月19日（火） 事務局長連絡会議・定例会議

○事務局長連絡会議

- * 協議事項（了承）
 - 1 定例会議の運営について
 - 2 その他

○定例会議

- * 報告（了承）
会務報告について
- * 議題（原案どおり決定）
 - 1 賀詞交歓会について
 - 2 令和4年度の運営について
 - 3 その他
- * その他

各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

8月13日（金） 正副会長議会事務局長会議・議会事務局長会議（書面会議）

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

- 1 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算（案）について
- 2 令和3年度の運営及び行事予定について
- 3 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）について

* その他

- 1 関東地区競艇主催地議会協議会令和3年度役員一覧
- 2 関東地区競艇主催地議会協議会名簿
- 3 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金予定額
- 4 令和2年度施行者別売上調べ
- 5 令和3年度全国競艇主催地議会協議会正副会長顧問名簿
- 6 令和3年度全国競艇主催地議会協議会の運営及び行事予定
- 7 会長（全国・関東）及び定期総会設営議会一覧

10月18日（月） 監査会・役員会（書面会議）

○監査会

* 議題

- 1 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算監査について
- 2 その他

○役員会

* 報告事項（了承）

- 1 会務報告について
- 2 その他

* 協議事項（了承）

- 1 令和2年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出決算（案）について
- 2 令和4年度関東地区競艇主催地議会協議会負担金（案）について

- 3 令和3年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出補正予算（第1号）（案）について
 - 4 令和3年度の運営及び行事予定（案）について
 - 5 役員会及び研修視察（案）について
 - 6 その他
- * その他

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

8月2日（月） 第2委員会（書面会議）

- * 会務報告（了承）
- * 協議事項（原案どおり決定）
 - 1 令和3年度第2委員会活動計画（案）について
 - 2 国・東京都に対する陳情書（案）について

8月3日（火） 第3委員会（書面会議）

- * 会務報告（了承）
- * 協議事項（原案どおり決定）
 - 1 令和3年度第3委員会活動計画（案）について
 - 2 国・東京都に対する陳情書（案）について

8月4日（水） 第1委員会（書面会議）

- * 会務報告（了承）
- * 協議事項（原案どおり決定）
 - 1 令和3年度第1委員会活動計画（案）について
 - 2 陳情書（案）の提出について

東京都道路整備事業推進大会

10月25日（月） 推進大会（書面会議）

- * 議案
 - 1 大会規約の改正（報告）

2 大会宣言

首都東京は、日本経済の牽引役であるとともに、世界経済の中樞を担っている。

その東京の道路は、都民生活や都市活動を支える根幹的な都市基盤であるが、その整備は未だ不十分であり、慢性的な交通渋滞に加え、鉄道による交通の遮断や沿道環境問題、既存道路インフラの老朽化対策等、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

また、依然として猛威を振るい続ける新型コロナウイルス感染症によって物流の需要は高まり、その重要性を改めて理解し物流を滞らせないための改善策が必要となっている。

このような状況を打開し、オリンピック・パラリンピック競技大会を終えた東京をより活力のある都市としていくためには、東京外かく環状道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を着実に推進し、広域的な重要物流道路等の機能強化により、安定的な輸送を確保するとともに、地域活力の向上等を図る必要がある。

あわせて、連続立体交差事業・橋りょう整備・交差点改良等のボトルネック対策、道路インフラの老朽化対策、緑豊かで安全な歩道・自転車通行空間の整備、バリアフリー化、通学路の安全対策の推進や、沿道のまちづくりと一体となった道路整備等、多様な施策も必要不可欠である。

さらに、首都直下地震の発生が想定されるなか、高度防災都市の実現に向けて、防災力の向上に資する延焼遮断帯の形成や無電柱化も、早急に進めなければならない。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は令和3年度から令和7年度の5年間であるが、この対策をより効率的に実現するため、当初予算において十分な予算措置を含めた国の支援や、今後も継続した国の支援が不可欠である。

これらの施策を実現するためには、必要な財源を安定的に確保し、集中的に投入することが極めて重要である。

東京の全ての区市町村は、ここに第32回東京都道路整備事業推進大会を開催し、その総意をもって国会及び政府並びに東京都に対して、その推進を提案し要求するものである。

3 大会決議

東京の道路は、物資輸送を支え、都民生活の安全安心を確保し、大きなストック効果をもたらす等、極めて重要な役割を担っている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた新しい生活様式の実践により、物流は更に必要不可

欠となっている。首都東京の慢性的な交通渋滞を解消し、交通、物流の円滑化による、日本経済の活性化を図るとともに、大規模災害時の複数ルートの確保等、防災性の向上に向け、道路整備に関する次の施策を推進すること。加えて、その役割を適切に評価し、真に必要な事業に対する財源を安定的、継続的に確保すること。

- 一 東京外かく環状道路や直轄国道をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進すること。
- 一 平常時・災害時に関わらず安定的な輸送を確保するため、拠点間をつなぐ重要物流道路、代替・補完路の機能強化や重点支援を図ること。
- 一 安全で円滑な道路交通を図るため、連続立体交差事業及び新交通等の整備を推進すること。
- 一 多摩川等の橋梁整備や開かずの踏切対策及び交差点改良等、ボトルネック対策を推進すること。
- 一 高度防災都市の実現に向け、木造住宅密集地域における延焼遮断等に大きな効果がある特定整備路線の整備を推進するとともに、都内全域で無電柱化を一層推進すること。
- 一 区市町村施行の道路整備及び道路インフラの老朽化対策等に対する、技術的・財政的支援を着実にを行うこと。
- 一 歩道・自転車通行空間の整備、バリアフリー化、及び通学路等の交通安全対策を一層推進すること。
- 一 土地区画整理事業や市街地再開発事業、沿道一体整備事業による道路整備を推進すること。
- 一 令和3年度から令和7年度は、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を確実に実施していくため、当初予算においても必要な財源措置を行うとともに、施策を効率的・継続的に進めるための支援制度を検討すること。
- 一 道路関係予算について、令和4年度要求額を満額措置するとともに、令和3年度必要額は、補正予算を早期に編成し、確保すること。
- 一 地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

右に決議する。

4 提案要求活動

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(编者)	発行所	発行年	判型
318	市政概要 令和3年度	小平市議会事務局	小平市議会事務局	令3	A4
318	第6次青梅市総合長期計画実施計画 令和2年度取組状況報告書	青梅市企画部 企画政策課	青梅市	令3	A4
318	新しい多摩の振興プラン ～サステナブル・リカバリー多摩のさ らなる発展に向けて～	東京都総務局 行政部振興企画課	東京都総務局 行政部振興企画課	令3	A4
349	市税概要 令和3年度版	青梅市市民部	—	令3	A4
369	青梅市保健事業概要 令和元年度	青梅市健康 福祉部健康課	青梅市健康 福祉部健康課	令2	A4
369	青梅市保健事業概要 令和2年度	青梅市健康 福祉部健康課	青梅市健康 福祉部健康課	令3	A4
370	青梅市学校教育要覧(令和3年度)	—	青梅市教育委員会	令3	A4
373	令和3年度青梅市教育委員会の事務点 検評価(令和2年度分事業対象)	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員会	令3	A4
498	病院年報 令和2年度版	青梅市立総合病院	青梅市立総合病院	令3	A4
468	事業概要 令和3年版	東京都 西多摩保健所	東京都 西多摩保健所	令3	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 2020(令和2)年度統計	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	令3	A4
518	多摩地域ごみ実態調査 2020(令和2)年度統計 概要	東京市町村 自治調査会	東京市町村 自治調査会	令3	A4

要綱・要領等の制定、改廃の状況

＜令和3年8月～令和3年11月1日現在＞

件名	区分	所管
青梅市総合長期計画審議会の会議の公開等に関する取扱要領	制定	企画政策課
青梅市行政評価実施要綱	改正	財政課
新しい青梅市消防団のあり方検討委員会設置要綱	制定	防災課
花木園複合遊具購入プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	公園緑地課
令和3年度青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
令和3年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付要綱	制定	介護保険課
青梅市高齢者憲章	制定	高齢者支援課
青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業実施要綱	改正	高齢者支援課
青梅市認知症BPSDケアプログラム推進事業補助金交付要綱	改正	高齢者支援課
令和3年度介護・障害福祉サービス事業所等PCR検査実施要綱	改正	障がい者支援課
青梅市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業実施要綱	制定	健康課
青梅市高齢者肺炎球菌予防接種実施要綱	改正	健康課
青梅市学童保育所実施要綱	改正	子育て推進課
青梅市子ども食堂推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市子育て支援事業実施者の選定に関する委員会設置要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱	改正	子ども家庭支援課
青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付要綱	制定	商工観光課
令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業補助金交付要綱	制定	商工観光課
令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策キャッシュレス決済ポイント還元事業実施要綱	制定	商工観光課
令和3年度新型コロナウイルス感染症対策青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱	制定	商工観光課
青梅市観光事業者支援業務指名型プロポーザル選定委員会設置要綱	制定	商工観光課

件 名	区 分	所 管
青梅市小規模事業者経営改善普及事業等補助金交付要綱	改 正	商工観光課
青梅市農業次世代人材投資資金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市農地の創出・再生支援事業補助金交付要綱	改 正	農林水産課
青梅市立総合病院新病院名称検討委員会設置要綱	制 定	新病院建設担当
青梅市議会図書室図書等廃棄・除籍基準	制 定	議会事務局



制定された要綱・要領

青梅市総合長期計画審議会の会議の公開等に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、青梅市総合長期計画審議会（以下「審議会」という。）の会議、議事録等の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の公開原則

審議会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げるときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号。以下「条例」という。）第7条各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。

3 非公開の決定方法

審議会の会長（以下「会長」という。）は、前項各号に該当すると認めるときまたは委員からその旨の指摘があったときは、審議会に諮り、会議の全部または一部を非公開とする。

4 会議開催の事前公表

- (1) 会議の開催は、公開、非公開の別にかかわらず、原則として会議開催の日の15日前までに公表するものとする。
- (2) 前号の規定により公表する内容は、会議名、日時、場所、協議予定案件名、傍聴者の定員その他必要な事項とする。

5 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、会場の広さ等の条件によって会長が定めるものとする。

6 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、審議会の定める場所において傍聴者受付票（様式第1号）に所要の事項を記載の上、傍聴券（様式第2号）の交付を受けなければならない。
- (2) 傍聴券の交付は、会議開始時間の15分前から行うものとする。
- (3) 傍聴券の交付は、先着した傍聴者から順に行うものとする。ただし、会議開始時間の15分前に傍聴を希望する者が傍聴者の定員を超える場合は、受付番号をもとに抽選により決定するものとする。

7 傍聴席

傍聴席は、会長がこれを指定する。

8 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) その他議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

9 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、または審議の妨害となるような行為をしないこと。

10 写真、動画等の撮影および録音等の制限

傍聴者は、写真、動画等を撮影し、または録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

11 傍聴者の退場

- (1) 傍聴者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、会長は、これを制止し、その制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。
- (2) 第2項本文ただし書の規定により、審議会の会議を非公開としたときは、会長は傍聴者を退場させるものとする。

12 報道関係者および市議会議員の取扱い

- (1) 会長は、第5項および第6項の規定にかかわらず、公開の会議にあつては、第5項の規定による定員を超えて、および第6項の規定による手続を経ずに報道関係者および市議会議員（以下「報道関係者等」という。）を傍聴させることができる。
- (2) 第7項から前項までの規定は、報道関係者等が公開の会議を傍聴する場合に準

用する。この場合において、第7項中「傍聴席」とあるのは「報道関係者および市議会議員（以下「報道関係者等」という。）の傍聴席（以下「報道関係者等席」という。）」と、第8項から前項までの規定中「傍聴席」とあるのは「報道関係者等席」と、「傍聴人」とあるのは「報道関係者等」と読み替えるものとする。

13 議事録等

審議会の議事録および会議資料（以下「議事録等」という。）は、これを公開する。ただし、議事録等において取り扱う情報が、条例第7条各号に該当すると認められるときは、この限りでない。

14 委任

この要領に定めがない事項は、会長が定める。

15 実施期日

この要領は、令和3年8月30日から実施する。

新しい青梅市消防団のあり方検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市消防団（以下「消防団」という。）の機能維持およびより一層の効果的な運営を目的として消防団の団員（以下「団員」という。）の処遇、組織のあり方等について必要な事項を検討するため、新しい青梅市消防団のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について、検討を行う。

- (1) 団員の処遇に関すること。
- (2) 消防団の組織および出動範囲に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱または任命する委員13人以内をもって組織する。

(1) 団員

ア 団長

イ 副団長 4人以内

ウ 分団長 2人以内

(2) 青梅消防署の代表者 1人

(3) 関係団体の代表者 4人以内

(4) 市民安全部長

4 委員の任期

委員の任期は、前項の規定による委嘱または任命の日から第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日までとする。

5 会長および副会長

(1) 委員会に会長および副会長を置く。

(2) 会長は、団長とする。

(3) 副会長は、会長が指名する。

(4) 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 会議

委員会は、市長または会長が招集し、会長が議長となる。

7 報告

会長は、委員会の検討経過および結果を市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、消防団担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年10月7日から実施し、第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

花木園複合遊具購入プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

花木園複合遊具の更新に当たり、新しい遊具の選定を厳正かつ公正に行うため、花木園複合遊具購入プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) プロポーザルの実施方法をまとめた要綱の策定に関すること。

(2) 企画提案書等の審査および契約の相手となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 環境部長
- (2) 副委員長 公園緑地課長
- (3) 委員 次のアからエまでの職員
 - ア 公園緑地課公園管理係長
 - イ 公園緑地課緑化推進係長
 - ウ 公園緑地課公園管理係主査
 - エ 公園緑地課遊具購入担当職員2名

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の職員の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長（以下「市長」という。）に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、公園緑地課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年8月16日から実施し、第7項の規定にもとづき選定した結果を市長に報告した日の翌日をもって廃止する。

令和3年度青梅市地域介護・福祉空間 整備等施設整備事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の区域内（以下「市内」という。）における認知症高齢者グループホーム等の防災改修にかかる経費の一部に対し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（令和3年5月7日付け老発0507第2号厚生労働省老健局長通知）および地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（同年5月7日付け老発0507第1号厚生労働事務次官通知）にもとづき、青梅市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

令和3年度青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）の補助対象者は、市内で認知症高齢者グループホーム等を運営する事業者とする。

3 補助対象事業

補助対象事業は、認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修事業のうち、既存建物を改修して行う事業とする。

4 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる経費とする。ただし、別の補助金等の補助対象となる費用を除き、工事費または工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含むものとする。

(1) 前項に規定する補助対象事業の施設整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、関東信越厚生局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費または工事請負費

(2) 工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）

5 補助金交付額

補助金の交付額は、補助基準額7,730千円と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付

して、青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による交付申請を受けた場合において、申請内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

8 事情変更による決定の取消し等

市長は、補助金の交付決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部もしくは一部を取り消し、または交付決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）のうちすでに完了した部分については、この限りでない。

9 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

10 補助事業の完了の時期

補助事業は単年度とし、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

11 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通し、その他必要な事項を書面により市長に報告しなければならない。

12 状況報告

市長は、必要が生じたとき、補助事業の進捗状況について報告させることができる。

13 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したときまたは補助事業の廃止の承認を受けたときは、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添付して市長に報告しなければならない。

14 補助金の額の確定

市長は、前項の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこの要綱に適合するものであるかど

うかを調査し、適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

15 補助金の請求

(1) 補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

16 決定の取消し

(1) 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令にもとづく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者もしくは役員、使用人その他の従業者または構成員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等に該当するに至ったとき。

(2) 前号の規定は、第14項により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

17 補助金の返還

市長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。第14項により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

18 財産処分の制限

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の機械および器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取

得し、または効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第384号）をいう。以下同じ。）を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

19 財産処分による補助金の返還

補助事業者が、市長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部または一部を返納させることができる。

20 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

21 関係書類の管理保管等

補助事業者は、事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日とする。）の属する年度終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、または効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、当該保管期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日または適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

22 消費税等にかかる税額控除の報告

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を納付させることができる。

23 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

24 実施期日等

(1) この要綱は、令和3年9月21日から実施する。ただし、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

令和3年度青梅市高齢者施設等の感染症 対策設備整備推進事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、令和3年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付要綱（令和3年6月18日付け3福保高介第774号）にもとづき、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の高齢者施設等の事業者が当該施設における新型コロナウイルス感染症等（以下「感染症等」という。）の感染拡大を防止するため、簡易陰圧装置の設置等にかかる経費の一部に対して市が補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助対象者

令和3年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、次の各号のいずれかに該当する施設等のうち、地域密着型施設等（定員が29人以下のものをいう。以下「対象施設等」という。）を市内で運営する者とする。

- (1) 有料老人ホーム
- (2) 認知症高齢者グループホーム
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前項の補助対象者が対象施設等において行う次に掲げる事業とする。ただし、前項第3号および第4号に規定する施設等においては、第3号に掲げる事業に限るものとする。

(1) 簡易陰圧装置設置事業

居室等に簡易陰圧装置を設置し、または簡易陰圧装置を設置するとともに簡易的なダクト工事等を行う事業

(2) ゾーニング環境整備事業

ア ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援
ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄

関室を設置する等により、消毒、防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業

イ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

従来型個室または多床室である対象施設等において、感染症等が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として従来型個室・多床室の改修を行う事業

ウ 家族面会室の感染防止対策整備経費支援

家族と利用者が接することのないように面会室への出入口を複数設け、対面による飛沫防止対策としてアクリル板等の設置をするための事業

(3) 個室化改修事業

感染が疑われる利用者同士のスペースを空間的に分離できるよう、多床室を個室化するための改修を行う事業。ただし、可動式の壁により分離することは認められるが、天井から隙間が空くことは認められないものとする。

4 補助対象経費

補助対象経費は、別表の1の区分に応じて、同表の3の対象経費に掲げる額とする。

5 補助金交付額

補助金の交付額は、別表の1の区分に応じて、同表の3に掲げる対象経費の実支出額の合計から寄附金その他収入額（社会福祉法人に対する寄付金を除く。）を控除した額と、同表の2に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、同表の4に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6 補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める期日までに青梅市長（以下「市長」という。）に提出して行うものとする。

7 補助金交付決定

市長は、前項の規定による交付申請のあった事業について適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、令和3年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

8 事情変更による決定の取消し等

市長は、前項の規定による補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容

もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに完了した部分についてはこの限りでない。

9 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止し、または廃止しようとするとき。

10 補助事業の完了の時期

補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

11 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由および遂行の見通しその他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

12 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定にかかる会計年度が終了したときまたは補助事業の廃止の承認を受けたときは、令和3年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金実績報告書（様式第3号）に、必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

13 補助金の額の確定

市長は、前項の規定による実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等によって、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度青梅市高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業補助金確定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知する。

14 補助金の請求

- (1) 補助事業者は、前項の規定によりその額の確定を受けた後において、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

15 決定の取消し

- (1) 市長は、補助事業者が次のアからエまでのいずれかに該当したときは、補助金

の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令にもとづく命令に違反したとき。

エ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人その他の従業者または構成員を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に該当するに至ったとき。

(2) 前号の規定は、第13項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

16 補助金の返還

市長は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。第13項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

17 財産処分の制限

補助事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに補助事業により取得し、または効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具およびその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日付大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはならない。

18 財産処分等に伴う収入の納付

補助事業者が市長の承認を受けて前項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、市長は、この収入の全部または一部を納付させることができる。

19 財産管理

補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産については、台帳の管理および物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

20 補助金調書の作成

補助事業者は、この補助金と補助事業にかかる予算および決算との関係を明らか

にした調書を作成し、これを事業完了後5年間保存しておかなければならない。

21 帳簿の整理

補助事業者は、事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

22 消費税等にかかる税額控除の報告

(1) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金にかかる消費税および地方消費税にかかる仕入税額控除が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。

(2) 前号の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を納付させることができる。

23 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

24 実施期日等

(1) この要綱は、令和3年10月26日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第5項関係）

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費	4 補助率
簡易陰圧装置設置事業	簡易陰圧装置1台につき 4,320千円	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費または工事請負費および工事事務費。 ただし、第2項第3号および第4号の地域密着型施設等については、間接補助事業者への補助等により市が負担した額を上限とする。	10分の10
ゾーニング環境整備事業	ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1か所につき 1,000千円	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な備品購入費、工事費または工事請負費および工事事務費。 ただし、第2項第3号および第4号までの地域密着型施設等については、間接補助事業者への補助等により市が負担した額を上限とする。
	従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	1か所につき 6,000千円	
	家族面会室の感染防止対策整備経費支援	1施設・事業所につき 3,500千円	
個室化改修事業	個室化を行う 1床につき 978千円	多床室の個室化に必要な工事費または工事請負費および工事事務費。 ただし、第2項第1号および第2号の地域密着型施設等については、間接補助事業者への補助等により市が負担した額を上限とする。	10分の10

備考

- 1 補助基準額において、簡易陰圧装置の台数は、原則として、居室（小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊室）、静

養室または医務室1室につき1台かつ施設等の定員数を限度とする。

- 2 対象経費において、工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。ただし、工事費または工事請負費に備品購入費に相当する額が含まれる場合は、その額を控除して算定するものとする。
- 3 対象経費において、工事費または工事請負費には、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、これと同等と認められる委託費、分担金および適当と認められる購入費等を含む。

青梅市高齢者憲章

わたしたちは

みどりと清流

歴史と文化がいきづく

ふるさと青梅を愛し

ともに生き

たがいに支え合い

みんなが安心して

いつまでも生きがいをもって暮らせる

高齢者が輝くまちを目指して

ここに高齢者憲章を定めます

- 1 高齢者が敬愛され 尊厳をもって生きられるまちにしよう
- 2 高齢者が長年培ってきた知識と経験を生かし 自ら参加できるまちにしよう
- 3 高齢者が自ら健康づくりに取り組み 健やかに過ごせるまちにしよう
- 4 高齢者が自立し いきいきと暮らせるまちにしよう
- 5 高齢者が生きがいをもち 自分らしく活躍できるまちにしよう

青梅市新型コロナウイルス感染症 自宅療養者等支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、自宅療養または自宅待機をしている新型コロナウイルス感染症の患者およびその濃厚接触者（以下「自宅療養者等」という。）に対し、新型コロナウイルス感染症自宅療養者等支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、青梅市とする。ただし、事業を適切に運営することができると思われ、事業者が事業を委託することができる。

3 対象者

事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 青梅市の区域内に居住する自宅療養者等であること。

イ 保健所の指示により、自宅療養し、または健康観察を受けていること。

ウ 同居の親族、近隣に居住する親族等からの支援を受けることができないこと。

エ 東京都が設置する自宅療養者フォローアップセンターからの配食を依頼したものの、第4項に規定する申込時に自宅に届いていないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、青梅市長（以下「市長」という。）が特に支援の必要があると認める者

4 利用申込み

事業の利用を希望する対象者（以下「申込者」という。）は、電話等により、市長に申し込むものとする。

5 事業の内容

市長は、前項の規定による利用申込みを受けたときは、別表に定める3日分相当の食糧品を申込者の自宅の玄関先に配達するものとする。

6 費用負担

事業の利用にかかる申込者の費用負担は、無料とする。

7 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

8 実施期日等

この要綱は、令和3年10月19日から実施し、同年9月13日から適用する。

別表（第5項関係）

品 目	数 量
包装米飯	5食
インスタントおかゆ	4食
どんぶりの素	4食
魚の缶詰	3缶
インスタントみそ汁	5食
果物の缶詰	3食
インスタント麺	2食
栄養調整食品	3箱
ゼリー飲料	6食
アイソトニック飲料	3本
野菜ジュース	3本

備考

品目および数量について、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）にもとづく認定特定創業支援等事業の支援を受け青梅市の区域内（以下「市内」という。）において事業

を開始した創業者に対して補助金を支給し、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

2 補助対象者

青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす創業者とする。

- (1) 個人で事業を開始し、または法人を設立し事業を開始する者で、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）にもとづく認定特定創業等支援事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明書の交付を受けたものであること。
- (2) 中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する者をいう。）または個人事業主のうち青梅市長（以下「市長」という。）が認めるものであること。
- (3) 令和2年4月1日以降に市内において事業を開始したものであること。
- (4) 住所地における納期を経過した市町村民税（特別区民税を含む。）を完納していること。
- (5) この要綱の規定にもとづく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 暴力団関係者（青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業および性風俗関連特殊営業等でないこと。
- (8) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第5項に定める連鎖化事業でないこと。
- (9) 宗教的活動または政治的活動を目的とするものでないこと。
- (10) 市内において事業を営んでいるものが、令和2年4月1日以降に当該事業の廃止をし、または移転により新たに当該店舗以外の店舗で行う事業でないこと。

3 補助金の額

補助金の額は1事業者当たり200,000円とする。

4 補助金の交付回数

補助金の交付は、1事業者に対して1回限りとする。

5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人で事業を開始するものは開業届の写し。または、開業したことが分かる書

類の写し

- (2) 法人を設立し事業を開始するものは履歴事項全部証明書の写しまたは法人設立届出書の写し
- (3) 営業許可証、賃貸借契約書、公共料金支払領収書等事業所の所在地が分かるものの写し
- (4) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明書
- (5) 区市町村民税の納税証明書
- (6) 本人確認書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

6 補助金の交付決定

- (1) 市長は、前項の規定による申請があった場合においてその内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の審査の結果、補助金の交付を行わないことに決定したときは、青梅市スタートアップ創業者支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

7 補助金の請求等

- (1) 前項第1号の規定により、交付決定通知書を受領した申請者（以下「交付決定者」という。）は速やかに請求書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は前号に規定する請求書の提出を受けたときは、内容を確認の上、速やかに補助金を支給するものとする。

8 決定の取消し

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

9 補助金の返還

市長は、前項の規定により補助金の交付の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

10 その他必要事項

その他この補助金の交付について必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）に定めるところによるほか市長が別に定める。

11 実施期日等

- (1) この要綱は、令和3年8月5日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の廃止前に、この要綱にもとづき支給された補助金に関して、この要綱の廃止後に必要となる返還等の手続については、なお従前の例によるものとする。

令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症 対策デジタル化促進支援事業補助金交付要綱
--

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策として青梅商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する、デジタル化促進支援事業に要する経費を予算の範囲内で補助することに関し必要な事項を定め、当該事業の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 補助対象者

令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の対象者は、会議所とする。

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、新型コロナウイルス感染症対策として会議所が青梅市内の事業者に対して実施するデジタル化促進支援事業とする。

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次の経費とする。ただし、第1号および第2号の経費を同時に対象とすることはできない。

(1) IT機器等導入支援経費

IT等の技術を活用するために必要なIT機器導入支援費、事業形態または運用実態に合ったツール等導入支援費および専門家支援費（令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策中小企業ICT支援事業において機器導入支援を受けた事業者のパソコン・タブレット等のハード機器にかかる経費は除く。）

(2) キャッシュレス決済導入支援経費

店舗等においてキャッシュレス決済を導入する事業者に対する機器導入支援費および専門家支援費（QRコード決済の導入のみを行う場合は、機器導入支援費に限る。）

(3) その他会議所の支援事業実施にかかる経費であって、青梅市長（以下「市長」という。）が認めるもの

5 補助金の交付額

補助金の額は、補助対象経費の区分に応じて別表に定める1事業者当たりの金額を合算した額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

6 交付申請

会議所の長は、補助金の交付を受けようとするときは、令和3年度青梅市新型コロナウイルスデジタル化促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

7 補助金の交付決定

市長は、前項の規定による補助金の交付申請があった場合において、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、会議所の長に通知するものとする。

8 申請内容の変更等

前項の規定による補助金の交付決定を受けた会議所の長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

9 実績報告

会議所の長は、補助事業の完了の日から起算して1か月を超えない日または補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業補助金実績報告書（様式第3号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

10 補助金の額の確定等

(1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて行う現地調査等により、その報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認める場合

は、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策デジタル化促進支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により、会議所の長に通知するものとする。

(2) 市長は、会議所の長からの請求にもとづき、補助金の支払を行うものとする。

11 交付決定の取消し

市長は、会議所が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令もしくは交付の決定にもとづく命令に違反したとき。

12 補助金の返還

(1) 市長は、前項の規定により補助金の交付の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに交付決定者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) 前号の規定は、第10項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときに、すでにその額を超える補助金が交付されている場合において、その超えた額についても適用する。

13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

14 実施期日等

(1) この要綱は令和3年8月26日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付決定された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第5項関係）

区分	補助金の額（1事業者当たり）
I T機器等導入支援経費	300,000円以内
キャッシュレス決済導入支援経費	150,000円以内 ※QRコード決済のみを導入する場合は100,000円以内
その他	市長が定める額

**令和3年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策
キャッシュレス決済ポイント還元事業実施要綱**

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失を被っている青梅市内（以下「市内」という。）の事業者を支援し、市内経済の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症防止策として、新しい生活様式を推進するためのキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、青梅市とする。ただし、事業の全部または一部を、適切な事業運営ができる者に委託することができるものとする。

3 事業内容

この事業において、青梅市は、キャッシュレス決済事業者（二次元コードを利用し一般的な購買に繰り返し利用できる決済手段を提供する事業者をいう。以下「決済事業者」という。）との協力により、市内の対象店舗で決済事業者が提供する決済手段で買物をした者に対し、支払額の30%に相当する額の購買に使用できるポイント（以下「還元ポイント」という。）を付与する。

4 決済事業者の選定

青梅市長（以下「市長」という。）は、この事業を実施するに当たり、市内における決済手段の提供状況等を考慮した上で、前項の事業内容を履行可能な決済事業者を選定するものとする。

5 対象店舗の選定

市長は、前項の規定により決済事業者を選定したのち、決済事業者が提供する決済手段を利用可能な市内の店舗のうち、店舗規模、業種等を考慮した上で、事業対象店舗（以下「対象店舗」という）を選定するものとする。

6 ポイントの付与

(1) 市長は、対象店舗において決済事業者が提供する決済手段による購買（以下「対象購買」という。）を行った者に対し、還元ポイントを付与するものとする。ただし、1回の購買につき3,000円相当、1月につき10,000円相当の還元ポイントを上限とする。

(2) 還元ポイントは、令和3年10月1日から同年10月31日までの対象購買について付与するものとする。

7 精算

決済事業者は、各月における還元ポイントの使用実績を取りまとめて、市長に当該還元ポイントに相当する金額の請求を行うものとし、市長は当該請求にもとづき、支払を行うものとする。

8 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

9 実施期日等

この要綱は、令和3年9月21日から実施し、同年8月17日から適用する。ただし、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策 青梅市プレミアム付商品券事業実施要綱

1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的な損失を被っている青梅市内（以下「市内」という。）の飲食店、小売店およびサービス店ならびに青梅市民（以下「市民」という。）を経済的に支援するための青梅市プレミアム付商品券（以下「プレミアム商品券」という。）の発行、販売等にかかる手続について必要な事項を定め、もって市内の経済回復を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

(1) 購入対象者 プレミアム商品券を購入できる者をいう。ただし、次の要件を満たす者に限る。

ア 交付申請時において市民であること。

イ その他青梅市長（以下「市長」という。）が認める者であること。

(2) 購入引換券 青梅市（以下「市」という。）が発行するプレミアム商品券の引換券（様式第1号）をいう。

(3) 特定取引 物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入もしくは借受けまたは役務の提供の対価の弁済手段として、プレミアム商品券が使用される取引

(4) 特定事業者

特定取引を行い、受け取ったプレミアム商品券の換金を申し出ることができる事業者として、市が登録した者をいう。

(5) 大型店舗

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に定める大規模小売店舗をいう。

(6) 取次金融機関

特定事業者から換金の申出のあったプレミアム商品券を市に取り次ぐ金融機関をいう。

3 プレミアム商品券の販売

(1) プレミアム商品券の発行単位は、1枚当たりの額面を1千円とし、13枚つづりで1冊とする。

(2) プレミアム商品券の販売額は、1冊当たり1万円とする。

(3) プレミアム商品券の1人当たり購入上限は2冊とする。

4 プレミアム商品券の使用等

プレミアム商品券の使用については次のとおりとする。

(1) 1冊13枚つづりのプレミアム商品券のうち、10枚は大型店舗を除く特定事業者との間における特定取引、3枚はプレミアム商品券にかかる全ての特定事業者との間における特定取引において使用することができる。

(2) プレミアム商品券の使用期間は令和3年11月1日から令和4年1月31日までとする。

(3) 特定取引に使用されたプレミアム商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回る場合において、特定事業者は、当該上回る額に相当する金銭の支払は行わないものとする。

- (4) プレミアム商品券は、転売、譲渡および換金を行うことができない。
- (5) プレミアム商品券は、交付された本人またはその代理人もしくは使用者に限り使用することができる。
- (6) プレミアム商品券は、次に掲げる物品および役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - ア 不動産または金融商品
 - イ たばこ
 - ウ 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - オ 国税、地方税または使用料等の公租公課
 - カ その他市長が定めるもの

5 購入引換券の交付申請

- (1) 購入対象者のうちプレミアム商品券の購入を希望する者（以下「申請者」という。）は、購入引換券交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。
- (2) 前号の交付申請書の提出方法は次のとおりとする。
 - ア インターネット上の申請用サイトを通じて提出する方法
 - イ 指定投函箱への投函または郵送による提出方法

6 代理人による購入引換券の交付申請

申請者に代わり、代理人として前項の規定による申請を行うことができる者は、次に掲げる者に限る。

- (1) 申請日時点における申請者の属する世帯の構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

7 購入引換券の交付決定等

- (1) 市長は、第5項第1号の規定により提出された交付申請書を審査の上、購入対象者の要件を満たしていると認めるときは、当該申請者に対して購入引換券を交付するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長は、交付しようとする購入引換券にかかるプレミアム商品券の冊数が、予定されたプレミアム商品券の冊数を超えるときは、公平かつ公正な方法による抽選の上、申請者の中から当選者を決定し、当該当選者

に対して購入引換券を交付するものとする。

- (3) 市長は、前2号の規定による申請者または当選者への購入引換券の発送をもって、購入引換券の交付決定および抽選結果の発表に代えることができる。

8 プレミアム商品券の購入等

- (1) 購入引換券の交付を受けた購入対象者は、市長が別に指定する場所において当該購入引換券と引き換えにプレミアム商品券を購入することができる。
- (2) プレミアム商品券の購入期間は、令和3年11月1日から令和4年1月31日までとする。
- (3) 第1号の規定により、プレミアム商品券を購入した者は、購入後のプレミアム商品券の全部または一部に相当する金銭の払戻しを請求することはできないものとする。

9 特定事業者の登録等

- (1) 市長は、別に定める募集要項により、特定事業者を募集し、応募者を審査の上、登録し、当該特定事業者に対して特定事業者登録証明書を交付するものとする。
- (2) 市内の商店街、事業協同組合等は、その構成員である事業者によって、前号の募集にかかる応募を行うことができる。

10 特定事業者の責務等

- (1) 特定事業者は、特定取引においてプレミアム商品券の受取を拒むことができない。
- (2) 特定事業者は、プレミアム商品券を交換、譲渡および売買することができない。
- (3) 特定事業者は、市と適切な連携体制を構築するほか、前項第1号の募集要項に定める事項を遵守するものとする。
- (4) 市長は、特定事業者が前項第1号の募集要項に定める事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができるものとする。

11 プレミアム商品券の換金手続

- (1) 市長は、特定取引においてプレミアム商品券が使用された場合は、当該特定取引にかかる特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。
- (2) 前号の場合において、特定事業者は、別に市長が定める取次金融機関に、第9項第1号の規定により交付を受けた特定事業者登録証明書を提示するとともに、特定取引において受け取ったプレミアム商品券を提出して、券面記載の金額の換金を申し出るものとする。
- (3) 前号の換金の申出期限は、令和4年2月15日までとし、換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法によるものとする。

12 プレミアム商品券に関する周知

市長は、プレミアム商品券にかかる事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により、市民への周知を行うものとする。

13 申請が行われなかった場合等の取扱い

(1) 購入引換券の交付を受けた購入対象者が、第8項第2号の期間内に同項第1号の規定によるプレミアム商品券の購入を行わなかった場合は、当該購入対象者がプレミアム商品券の購入を辞退したものとみなす。

(2) 市長は、第7項の規定による交付決定を行った後、申請書の不備等があり、市が期間を定めて申請書の補正を要求したにもかかわらず申請書の補正が行われず、購入対象者の責めに帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

14 不当利得の返還

市長は、購入引換券の交付後であって、当該購入引換券を交付された者が、購入対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、次のとおり対応するものとする。

(1) 返還対象者がプレミアム商品券を購入する前にあつては、返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者がプレミアム商品券を購入した後で、プレミアム商品券を使用する前にあつては、返還対象者にプレミアム商品券の返還を求め、プレミアム商品券の返還が行われた後、返還されたプレミアム商品券の購入代金を返還する。

(3) 返還対象者がプレミアム商品券を使用した後にあつては、返還対象者に使用したプレミアム商品券の券面金額の返還を求める。

15 その他

この要綱に定めることのほか、この事業の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

16 実施期日等

この要綱は、令和3年9月21日から実施し、同年8月17日から適用する。ただし、事業の終了した日の翌日をもって廃止する。

青梅市観光事業者支援業務指名型 プロポーザル選定委員会設置要綱

1 設置

観光事業者支援業務の実施に当たり、当該業務の履行に最も適した者の選定を厳正かつ公正に行うため、青梅市観光事業者支援業務指名型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施方法をまとめた実施要領の作成に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査および契約の相手となる候補者の選定に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 経済スポーツ部長
- (2) 副委員長 企画政策課長
- (3) 委員 商工観光課の職員、市民活動推進課の職員および農林水産課の職員

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 意見の聴取等

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の職員等の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

7 報告

委員長は、委員会で選定した結果をまとめ、青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、商工観光担当課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年10月13日から実施し、第7項の規定による報告のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市立総合病院新病院名称検討委員会設置要綱

1 設置

令和5年度の新病院の開院に当たり、病院名称の変更にかかる必要な事項を検討するため、青梅市立総合病院新病院名称検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、病院の名称変更に関する事項を所掌する。

3 組織

委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長 病院事業管理者
- (2) 副委員長 院長
- (3) 委員 副院長、看護局長、薬剤部長、事務局長および青梅市総務部長
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めたる者

4 委員の任期

委員の任期は、この要綱の実施の日から新病院の名称の決定の日までとする。

5 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

7 意見聴取等

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 庶務

委員会の庶務は、新病院建設担当において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

この要綱は、令和3年9月1日から実施し、病院の名称が決定された日の翌日をもって廃止する。

青梅市議会図書室図書等廃棄・除籍基準

1 目的

この基準は、青梅市議会図書室規則（平成27年議会規則第1号）第11条第2項の規定にもとづき、青梅市議会図書室の図書その他資料（以下「図書等」という。）の廃棄および除籍に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 廃棄・除籍基準

次に掲げる図書等について、廃棄または除籍を行う。

(1) 保存年限を経過した図書等

別表に掲げる図書等で保存年限を経過したもの。ただし、保存年限を経過した後も継続して保存する価値があると議長が認めるときは、この限りでない。

(2) 毀損図書等

汚損、破損等が著しく、修理が困難なもの、修理しても利用に耐えないと認められるものまたは次に掲げるもので修理の必要がないと認められるもの。ただし、なお継続して保存する価値があると議長が認めるときは、この限りでない。

ア 利用上必要な部分の頁が欠落し、その補充が不可能なもの

イ 水濡れ、落書き、書き込み等により内容の判読が困難なもの

ウ 書き込みその他の汚れにより、利用上不快感を与えられるもの

エ 紙質が劣化し、修理後の利用が困難なもの

オ 装丁等が損傷し、補修に要する費用より安価で同等の内容の資料が提供できるもの

(3) 価値が低下した図書等

次に掲げるものその他の時間の経過により記述内容が古くなり、資料的価値または利用価値もしくは利用効果が著しく低下したと認められるもの。

ア 法改正、技術革新・開発、新事実の発見その他社会状況の変化により利用価値がなくなったもの

イ 複本または類書があり、利用頻度の低いもの

ウ 新版、増補版、改訂版等の出版により、内容もしくはデータが更新されたものまたは同類図書等の入手によって、代替可能となった既存図書等

(4) 亡失図書等

紛失、災害、事故等により所在不明となったもの

ア 検索の結果、その所在が不明と認められたもの

イ 貸し出した図書等のうち、督促しても利用者から返却されず、返却予定日より5年以上経過したもの

ウ 利用者が紛失した図書等で、絶版、再販未定、廃版等により同一のものが弁償不可能となったもの

エ 天災、火災または盗難等の不慮の災害や事故その他やむを得ない理由により回収不可能となったもの

3 廃棄・除籍手続

廃棄または除籍については、次の手順により行うものとする。

(1) 別表に掲げるものを除き、当該廃棄または除籍にかかる議長の決裁を受ける。

(2) 青梅市物品管理規則（平成14年規則第21号）の規定にもとづき、処分の手続を行う。

(3) 図書台帳（青梅市議会図書室規則様式第2号）から当該図書等の登録を抹消する。

(4) 当該図書等の裏表紙に「廃棄」または「除籍」の印を押印の上、廃棄または除籍の年月日を記入し、前項第4号に掲げる図書等である場合を除き処分または再利用する。

4 廃棄図書等の再利用

図書等の廃棄をする場合にあつては、市施設等へ再利用の照会を行い、できる限り再利用を図るものとする。

別表

図書等の種類	保存年限
官報、公報	5年
他自治体・公共団体等発行の定期刊行物	5年
雑誌	3年
新聞	1月

附 則

この基準は、令和3年9月21日から実施する。